

第74回小田原市社会を明るくする運動 ミニ集会について

1 趣 旨

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

ミニ集会は、社会を明るくする運動の趣旨を広めるために、地域の皆様にご協力していただいて開催するもので、犯罪や非行などをテーマに、市民一人ひとりが考える機会を提供し、運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

小田原市社会を明るくする運動推進委員会では、このミニ集会を市内各地区で活発に実施していただくための支援として、開催費の一部を助成しています。

2 開催助成金について

(1) 総予算額 120,000 円

(2) 助成額 2,000 円（1 回当たり）

(3) 助成基準

- ・ 社会を明るくする運動の趣旨に合致していることと、集会に保護司が出席することを助成基準とします。お住まいの地区の保護司を知らないなど、分からないことがあれば事務局へご連絡ください。
- ・ 同一日に同一会場で実施されたミニ集会は、原則、1 回の開催でカウントします。
- ・ 他から補助金、助成金等をもらっている事業の申請は原則受け付け出来ません。
- ・ 例えば、地域の防災に関する勉強会や地域のこどもたちとのふれあい活動など、社会を明るくする運動の趣旨と異なる集まりでも、集まりの中で、保護司から社会を明るくする運動の趣旨に関する話をいただければ、助成の対象となります。
- ・ オンラインで実施するミニ集会についても助成します。

3 ミニ集会開催から助成金交付までの流れ

(1) ミニ集会開催の申請

◆申請期間 令和6年6月3日（月）から令和7年3月14日（金）

開催 10 日前までに、電話またはメールにて事務局へ開催のご連絡をしてください。

・ メールで申請する場合

市ホームページから申請書をダウンロードの上、必要事項を記入し、事務局へ提出してください。

開催内容を記載したチラシ等があれば申請書と一緒に提出してください。

・ 電話で申請する場合

市ホームページ
はこちらから



ご連絡の際、担当から主催者、責任者（連絡先）、日時、場所、対象者、参加予定人数、保護司出席人数、事業内容、啓発物品の受取希望などを確認いたします。

※申請期間内であっても、申請数が予算額に達した場合は助成金の支給を終了します。

（２）啓発物品の受取

- ・運動の趣旨を広めるため、参加者用の啓発物品を希望する主催者へ配布しています。
- ・啓発物品は事務局で用意します。開催前に、原則、事務局まで啓発物品を受け取り
にお越しく下さい。
- ・ただし、事務局で事前準備が必要となりますので、必ず、啓発物品を引き取る日を
事前に事務局へお知らせください。
- ・余った啓発物品は、他のミニ集会で使用するため、後日、報告書をお持ちいただく際
にお戻しく下さい。ご協力をお願いします。

（３）ミニ集会開催報告書の提出、助成金の交付

- ・ミニ集会開催後、原則 30 日以内に、「社会を明るくする運動ミニ集会開催報告書」
を提出してください。報告書の提出時に助成金を直接お渡ししているため、お手数
ですが事務局へお越しく下さい。
- ・報告書は市ホームページからダウンロードできます。
- ・助成金をお渡しする際に領収書に申請者の印鑑を押していただくか、サインをいた
だきます。

◆助成金交付期限 **令和7年3月26日（水）まで**

4 申請及び問い合わせ先

小田原市社会を明るくする運動推進委員会事務局（小田原市人権・男女共同参画課）

住所：小田原市荻窪300番地（市役所本庁舎5階）

電話：0465 － 33 － 1725

電子メール：jinken@city.odawara.kanagawa.jp

5 その他

ご不明な点等があれば、随時、事務局に電話またはメールでお問い合わせください。